

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第一項又は第五十一条の二十五第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者又は指定一般相談支援事業者から次のとおり変更した旨の届出がありました。

平成二十六年八月二十六日

奈良県知事 荒井正吾

事業者の名 称	事業者の主たる 事務所の所在地	事業所の名 称	事業所の所在 地	障害福祉サ ービスの種 類又は一般 相談支援事 業者	変更年月 日
特定非営利 活動法人や すらぎ	磯城郡田原本町 大字阪手四九三 一五	特定非営利 活動法人や すらぎ	(変更前) 磯城郡田原本 町大字阪手五 二〇一六 (変更後) 磯城郡田原本 町大字阪手四 九三一五	就労継続支 援A型	平成二十 五年七月 十四日
特定非営利 活動法人福 寿草	(変更前) 大和高田市北本 町五一八 (変更後) 大和高田市永 和町五一九	めばえ	(変更前) 大和高田市北 本町五一八 (変更後) 大和高田市永 和町五一九	就労継続支 援B型	平成二十 五年八月 三十一日
株式会社藤	五條市田園四一	藤ケアサー	(変更前)	居宅介護	平成二十

社会福祉法	社会福祉法 人やまと	社会医療法 人平和会 (変更後)	(変更前) 医療法人平 和会		社会福祉法 人上牧町社 会福祉協議 会	ケアサービ ス	二九一―二
吉野郡大淀町大	橿原市東竹田町 三七一		奈良市西大寺赤 田町一―七一		北葛城郡上牧町 大字上牧三二四 五―一		
(変更前)	(変更前) イルカ・ス テイション (変更後) イルカステ ーション		夕陽ヶ丘診 療所ホーム ヘルプステ ーション		社会福祉法 人上牧町社 会福祉協議 会ぶらっと	ビス	
吉野郡大淀町	橿原市中町九 七一―二		生駒郡三郷町 夕陽ヶ丘一― 四〇	北葛城郡上牧 町大字上牧三 二四五―一	(変更前) 北葛城郡上牧 町大字上牧一 八七五―三 (変更後)	五條市今井三 一六―四五 (変更後) 五條市今井四 一四―二七	
居宅介護	居宅介護 重度訪問介 護 行動援護		居宅介護 重度訪問介 護		就労継続支 援B型	重度訪問介 護 同行援護	
平成二十	平成二十 五年十月 一日		平成二十 五年十月 一日		平成二十 五年十月 一日	五年九月 十八日	

人綜合施設 美吉野園	字下渚六二九	インクルー シブケアセ ンター美吉 野園 (変更後) 美吉野園訪 問介護ステ ーション	大字下渚八八 七―二	重度訪問介 護 行動援護 同行援護	六年四月 一日
特定非営利 活動法人介 護支援事業 所たんぽぽ	磯城郡田原本町 大字黒田四七九 ―三	介護支援事 業所たんぽ ぽ	(変更前) 磯城郡田原本 町大字黒田四 七九―三 (変更後) 磯城郡田原本 町大字宮古四 七六―三四	居宅介護 重度訪問介 護 行動援護 同行援護	平成二十 六年四月 一日
社会福祉法 人いこま福 祉会	生駒市壱分町三 五六一二	生活支援セ ンターかざ ぐるま	(変更前) 生駒市壱分町 三五六一二 (変更後) 生駒市本町九 一―二―二〇 一	地域移行支 援 地域定着支 援	平成二十 六年四月 一日
社会福祉法 人綜合施設 美吉野園	吉野郡大淀町大 字下渚六二九	(変更前) インクルー シブケアセ ンター美吉	吉野郡大淀町 大字下渚八八 七―二 桜ヶ 丘コーポ	地域移行支 援 地域定着支 援	平成二十 六年四月 一日

野園 (変更後) 美吉野園相 談支援セン ター